

作業環境測定士 竹内邦明

◆ 石綿障害予防規則の改正について ◆

2020年7月に石綿（アスベスト）障害予防規則の改正がされ、その後順次改正事項の施行日となり、管理が厳しくなっています。この法改正で関係あるのは工事の発注者・施工者の両方になります。アスベストは2006年9月以降建築物には使用できなくなっているので、近年建てられた建築物には使用されていません。しかし、2006年以前は使用が禁止される可能性があります。建物の老朽化等によりアスベストが含有している可能性があります。建

■ 石綿（アスベスト）とは
アスベストは天然の纖維状鉱物の一種で、熱や摩擦に強く、安価であることから多くの工業製品に使用されました。アスベスト用途は3000種と言われており、その内訳は8割が建築材料で、吹

ペスト含有の建物の解体は今から4年後の2028年にピークを迎えると言われています。当社でもアスベストの分析や建物の調査依頼が増えてきています。今回は法改正のポイントであるアスベストの事前調査について紹介します。

付材・保温材・断熱材・スレート材などとして昭和30年頃から使われてきました。アスベストは吸入することで中肺腫（中皮腫）や肺がん等の健康被害が出ることが分かり、2006年には製造・輸入・使用が完全に禁止となっています。それ以前も段階的な規制はされていましたが、安価で便利であったため広く使われ、現在でも建築材料として使用されている建築物は多く現存しています。

■ 工事の前に行うアスベ

ストの事前調査

2021年4月より工

事前の建材事前調査方法が法定化され、すべての建材に対してアスベストの有無を調べる調査が必要となりました。また、一定規模以上の建築物等の工事は工事を始める前にアスベストの調査結果を「石綿事前調査結果報告システム」を用いて行

政に報告する必要があります。

【事前に報告がいるもの】

▼解体

解体部分の床面積の合計が80m²以上

▼改修

請負金額が税込み100万円以上

改修・解体工事

事前調査は工事の発注者から設計図等の情報提供をしていただき、書面調査を行います。その後、現地にお伺いし、目視調査及び分析試料の採取を行います。目視調査でアスベスト含有無の判断ができるなければ建材を採取して分析を行います。この際事前調査を行う者も「一般建築物石綿含有建材調査者」などの有資格者でなければいけません。

改修・解体工事

場合、現在は必ずアスベ

ストの事前調査が必要になります。工事を依頼す

る際は事前調査を自身で

発注するか、そこを含め

対応をしてくれる業者を

選ぶことが重要です。

施工会社の方もアスベ

スト含有ありの建材を工

して分析を行います。こ

の際事前調査を行う者も

「一般建築物石綿含有建

材調査者」などの有資格

者でなければいけません。

分析に関しても資格を

持っている者が行う必要

があります。目視調査・

分析結果を元に事前調査

報告書が完成します。そ

の後、その報告書をもと

に一定規模以上の場合は

電子申請システムによる報告を行います。アスベストの有無により工事の方法も変わるので、そういった場合でも対応ができる施工業者を選定することが重要です。